

熊本県有明海区漁業調整委員会

第512回議事録

令和4年（2022年）7月20日開催

第512回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和4年(2022年)7月20日(水) 午後3時から

開催場所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 浜口多美雄 藤森隆美
西川幸一 平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 小森田智大

(水産振興課) 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 宮本政秀 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 直江留美

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導部長 橋口謙吾

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

報告

(1) 令和4年度全国各区漁業調整委員会連合会通常総会(第58回)の
結果について

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第512回熊本有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

事務局

次に、資料の確認をさせていただきます。

「第512回熊本有明海区漁業調整委員会次第」という資料と「漁業関係法令集」という冊子を各1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。

それでは、ただ今から第512回熊本有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は木山委員と佐小田委員にお願いいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料4ページから15ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、スライドを用いて説明させていただきます。スライドと同じ資料を法令集に添付しておりますので、適宜ご覧ください。なお、各スライドの右下にスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致します。

まず、スライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった漁業、以下新規の許可と言いますが、新規の許可の要望があつ

た漁業は、いかかご漁業及びその他のかご漁業です。また、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、くちぞこ刺し網漁業と及び磯建網漁業になります。

新規の許可の制限措置から順にご説明します。最初にいかかご漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。資料は4ページ及び5ページです。スライド3番の図のようなかごを海底に設置しまして、こういか等を漁獲します。漁業時期は12月から6月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の緑色と青色に着色している有共第7号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

次にその他のかご漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。資料は6ページです。図のようなかごを海底に設置しまして、海域によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、めばる、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図で緑色に着色している有共第4号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいという要望がありました、くちぞこ刺し網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド7番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年又は10月から翌年7月までとなっています。今回、操業区域や漁業時期の異なる38種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、有共第1号から有共第20号共同漁業権漁場を組み合わせた区域となっております。各共同漁業権の位置についてはスライド8番の参考図に記載しております。今回、38種類の制限措置で合計201隻の許可を予定しています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料7ページから14ページまでに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業につ

いては、以上です。

最後に、磯建網漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の図のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します今回公示する制限措置の操業区域は、スライド10番に緑色で着色している有共第20号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料15ページに記載のとおりとなっています。

最後に許可の申請期間についてです。スライドは、11番になります。新規の許可は令和4年(2022年)7月27日から令和4年(2022年)8月4日まで、許可の有効期間満了に伴う許可のうちちぞこ刺し網漁業は、令和4年(2022年)7月27日から令和4年(2022年)8月9日まで、磯建網漁業は、令和4年(2022年)7月22日から令和4年(2022年)7月26日までとしています。以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

意見なしの声

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

次に、議事2の「報告」の「令和4年度全国各区漁業調整委員会連合会通常総会(第58回)の結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。

資料は、16ページ以降になります。

はじめに、全国海区漁業調整委員会連合会について御説明いたします。

全国海区漁業調整委員会連合会は、海面や海面と同じ扱いとなる湖沼を有する40都道府県の海区漁業調整委員会で構成されています。毎年、通常総会が開催されており、前年度の事業報告、今年度の事業計画書案の承認、中央省庁への要望内容の決議等が行われています。

本総会につきましては、本来であれば、本県の代表として熊本県連合海区漁業調整委員会の江口会長に御出席いただく予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、今年度は書面での開催となりました。

本県からの要望した項目は4項目ありまして、「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」は、資料41ページのI 海区漁業調整委員会制度についての項目2に、「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」は、資料47ページのIV 沿岸資源の適正な利用についての項目1の①と②に、「東シナ海における漁船の安全操業確保について」は、資料52ページのVI 外国漁船問題等についての項目3の②に、本県が要望した「ミニボートによる危険行為の防止について」は、資料56ページのVII 海洋性レジャーとの調整等についての項目3の①にそれぞれ記載されています。

資料17ページをご覧ください。令和4年6月27日付け4全漁調連第9号により、全国各漁業調整委員会連合会から全4議案について承認された旨の書面評決結果の送付がありました。第3号議案については、要望書として取りまとめられ、明後日の令和4年7月22日に水産庁や国土交通省等におきまして要望活動が実施されます。今年度、本県が全国海区漁業調整委員会連合会の副会長県となっておりますので、江口会長に御出席いただく予定です。要望結果につきましては、要望活動後、中央省庁からの回答がありましたら、皆様にお知らせいたします。

事務局からの報告は以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

平山委員

全漁調連の第3号議案の評決で承認65に対して不承認6というのがあるのですが、どの点に対して不承認があったのでしょうか。

事務局

資料17ページをご覧ください。評決内容として第1号議案から4号議案まで表に書かれておりまして、その下に審議結果がかかれております。第3号議案の不承認の6票については、沿岸まぐろはえなわ漁業を大臣管理漁業とすることが新規の要望として盛り込まれなかったことに対する反対意見となっています。

今回、第3号議案に新規の要望として資料39ページに記載されております4項目が挙げられております。新規の要望としましては、海区漁業調整委員の資質向上、成長対策の具体化、遊漁者の資源利用の実態把握、遊漁者の資源管理の協力の4項目とおおり、この4項目の中に沿岸まぐろはえ縄漁業の大臣管理漁業とする要望が入らなかったことが不承認の理由となっています。

平山委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」についての質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なし

議長

なければ、これで第512回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。